

第427回（定例）福崎町議会会議録

平成21年12月14日（月）

午前9時30分 開会

1. 平成21年12月14日、第427回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 松岡秀人 | 9番  | 吉識定和 |
| 2番 | 牛尾雅一 | 10番 | 石野光市 |
| 3番 | 宮内富夫 | 11番 | 小林博  |
| 4番 | 釜坂道弘 | 12番 | 東森修一 |
| 5番 | 福永繁一 | 13番 | 富田昭市 |
| 6番 | 志水正幸 | 14番 | 北山孝彦 |
| 7番 | 難波靖通 | 15番 | 高井國年 |
| 8番 | 広岡史郎 | 16番 | 宇崎壽幸 |

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局長 中塚保彦 主査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

|         |      |        |      |
|---------|------|--------|------|
| 町長      | 嶋田正義 | 副町長    | 橋本省三 |
| 教育長     | 岡本裕  | 技監     | 樋口和夫 |
| 会計管理者   | 牛尾敏博 | 総務課長   | 尾崎吉晴 |
| 企画財政課長  | 近藤博之 | 税務課長   | 山口省五 |
| 住民生活課長  | 松岡英二 | 健康福祉課長 | 高松伸一 |
| まちづくり課長 | 志水利雄 | 産業課長   | 井上茂樹 |
| 下水道課長   | 後藤守芳 | 水道課長   | 豊國明紀 |
| 社会教育課長  | 山下健介 | 学校教育課長 | 志水清二 |

1. 議事日程

- 第1 総括質疑
- 第2 委員長報告、質疑
- 第3 討論・採決
- 第4 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 総括質疑
- 日程第2 委員長報告、質疑
- 日程第3 討論・採決
- 日程追加 追加議案の上程、討論・採決
- 日程第4 閉会中の所管事務調査申出

## 1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員数は16名でございます。  
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。  
それでは、付託をしておりましたすべての案件につきましては、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長あてに提出されております。  
よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

### 日程第1 総括質疑

議 長 それでは、日程により本定例会に上程されました議案について、総括質疑を受けてまいります。

なお、本会議の2日目におきまして産業課長から配付しております資料の説明を求めてまいりたいと思います。

産 業 課 長 お手元に資料を配付させていただいております。第20期株式会社もちむぎ食品センター決算報告に係るご質疑につきまして、回答をさせていただきます。

問1、債権者の〇〇氏への債権放棄通知はどのようにしたかということでございますけれども、平成21年8月31日付内容証明で通知をいたしました。

2、18期の1月の全員協議会で回収不能について、19期での報告がされたが、20期は120万円ほどになると思うが、どのように処理され、回収されたのか。

19期末で回収の可能性がでたもの2件、19期末で回収不能の可能性のあるもの25件、合計27件、120万5,698円となっていたところです。

それら27件の第20期末であります。19期末で回収の可能性がでたもの2件、60万7,822円につきましては、20期末では回収できないまま残っています。

19期末で回収不能の可能性のあるもの25件59万7,876円につきましては、20期末では、1件8,908円が回収、18件14万2,142円を貸倒損失処理、残り6件44万6,848円は20期末で回収不能の可能性のあるものとしております。

したがいまして、20期末では8件105万4,670円が残っております。

3、19期決算の不良売掛金で、釜坂議員が尋ねた12万円あわない件の答弁を聞いていないということでございますけれども、議員のご指摘は、19期末売掛金合計と、決算書の売掛金が約12万円あわないというお尋ねでありました。それにつきましては、平成20年12月12日に提出した追加資料、2ページの第19期売掛金一覧を訂正させていただいており、その中のご指摘の点については、第19期売掛金一覧の19期末売掛金合計を1,750万7,439円に訂正させていただいております。

4、議会事務局備付資料23ページで、20期売掛金は1,308万8,178円、マイナス37万779円、イコール1,271万7,399円であっているようであるが、損失処理したのは決算書6ページの35万3,123円となって、合っていないがどういうことか。

損益計算書の貸倒損失処理は、消費税抜きとなっているものであります。

5、以前、37万円はインターネットでの回収不能が多いので、代引き等で改善した上での金額なのか、回収できる可能性があるものも含めての金額なのか。

インターネットでの注文につきましては、現在、代引きを中心に販売していますが、発注者からの依頼により直接指定先へ送る場合、小額の注文の場合、リピーターで郵便振替を常用されている場合などがあり、現在、郵便振替を無くすことはできていません。郵便振替に変わる方法としてコンビニによる先払いの方法も検討しておりますが、現状では採用しておりません。しかしながら、通販を受注する事務所職員3名は、回収率をあげることを念頭においた対応を心がけているところであり、いわゆる詐欺まがいの注文につきましては、電話番号により顧客を区別しており、未納のある顧客からの注文には応じないことを徹底しております。

なお、20期末売掛金はあくまで期末の売掛金額でありますので、回収不能の可能性のあるものも含めての金額となっております。

6、在庫一覧表でもちむぎ粉が袋とバラでJAにおいて単位は違うが同量で計上されていると思うが。

ご指摘のとおり重なった計上となっております。JAにおいて88袋を確認しましたが、在庫一覧表を作成の際にkg換算したものを入力してしまい、そのどちらも残ったため、結果として重なった計上となっております。

なお、この処理については、21期決算において前期損益修正損として88袋分の38万7,512円を計上いたします。

また、20期決算について、税務署に修正申告を行うこととなります。深くおわび申し上げます。

7、佐賀氏をはじめ今後株券についてはきちっとお願いしたい。

佐賀氏の株券については、今食品センターで保管しています。名義変更については、税理士、弁護士と相談し対処いたします。

議 長 それでは、総括質疑を受けてまいります。

議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をいただきますようお願いいたします。

それでは、質疑がございましたらどうぞ。

8 番 もちむぎ食品センターの20期決算報告について、今産業課長から答弁をいただきましたので、それも含めて若干質問をさせていただきたいと思っております。

今のQ&Aの資料が7番まであるんですが、まず問いの4番です。損失処理した額が事務局資料での、いわゆる売掛金の損失処理分と合わないのは、消費税抜きという説明であります。損益の中での、あくまで損失というのは、消費税も含めて売掛をして、その額として出ているわけありますので、これは損益計算書の貸し倒れ損失の分だけ消費税を抜くというのは数字的に合わないのではないかと。これは消費税の減免対象になるとするのであれば、消費税の申告計算のときにこれを抜けばいいのではないかと思うのですが、その辺は、ぜひきちっと改めて研究しておいていただきたいと思います。

それと、今のこの報告にもありますように、3年続けて決算の修正、あるいは申告修正もかかってくるわけあります。これは非常に数字をこういう第三セクターというのは大事な会社でありまして、そういう数字の間違いというのは、非常に残念な、いわばぶざまなことありますので、きちっとしていただきたい。その中で、先日の質疑でも言いましたが、監査報告の11ページにも書いてありますが、棚卸の数字をまずきちっとするあたりから在庫管理をします。もちむぎが商品の一番のもとでありますので、監査報告の下を読みますと、今後は在庫量の把握と需要量を見きわめつつ、必要により、23年度産ではもちむぎ作付を増やすことも視野に入れ、計画的な在庫管理を図りたい。なお、貸借対照表

中、資産における商品、製品、貯蔵品の合計金額が前年度比194.05%と、約2倍になっていることは、好ましい状態ではないので、発注数字を発注時期に配慮するなど、ロスのないような発注とされたい。在庫が増えている、期末棚卸が増えていることの指摘も含めてされております。

その意味で、Q6、これは故意に二重計上にして在庫を増やしたということではなく、ミスということで、修正されるということですが、この分に関しまして、期末棚卸が38万7,000円変わってくるということは、当然、決算書の損益の利益に影響してくるわけですね。期末棚卸が減るということは、利益がどうなるのか、プラスに作用するのか、マイナスに作用するのかは、ご存じだと思いますが、結論から言いますと、期末棚卸を減らすということは、利益が減ることですので、実質は営業利益、今929万円何がしが330万円あたりのマイナスになってくるということになります。ですから、その棚卸の大切さというのは、もう以前からも、ほかの議員も言われておりますが、やはりきちっとしていただいて、本当の在庫でも、それを理由のあるような棚卸にしておくというのが、やはり会社をしっかりと運営していく上で大事なことであると思います。

その関係上、製品の在庫で、ちょっと尋ねた時に、そうめんの在庫が増えている、これは学校給食向けに聞いておるんだという町長の答弁だったと思うんです。じゃあ、いついつに使うからというよその町からの予約だったとふうに伺ったんですが、そういう契約書なり、注文書をきちっと預かられているかどうか、口頭だけかどうかということも、これ大事なことになるわけでありまして、そういうことも含めてきちっと、注文確認をしていただきたい。その一部がQ5にありますインターネット、これから通販の必要性というのは、これはもうインターネット販売での市場がものすごく増えており、当然やむを得ない時代でありますから、この研究をしていただいて、インターネットでの通販も広げていくことは、当然営業戦略の一つだと思います。これも改めて注意を申しておきますが、気をつけて、最善の方法になるように、答弁ではきちっと頑張ってお対応していくということをおっしゃっておりますので、これに対する売掛不能が増えないように取り組んでいただきたいと要望しておきます。

それと、このように3期続けて、決算の修正なり、修正申告も絡んでくるわけなんです。やはりそういう数字、書類の精査というのは、改めて確認しておき、きちっと、当然指示はされるべきだと思います。特に、この前言いましたように、もちむぎのそういう取締役会の会議録なんかは、町長はご多忙で、もちむぎの社長も兼ねておられまして忙しいと思いますが、はっきり言いついて、町長は新聞をよく精査されていると伺っておりますので、こういう書類もきちっと精査されて、やっぱり決算も自分なりに目を通されるのがいいんじゃないかと。そうしないと、今回のように内容をよく点検しないで判押したというような誤解されやすいような事態も発生してくるわけありますので、ぜひ釈迦に説法かも知れませんが、気をつけていただきたいと、改めて申し上げておきます。

それと、もう1点だけ、私として、このもちむぎ決算全体に対して言いたいのは、昨年この議会での1億1,000万円の貸し付けに対しての決議がついておりまして、長期経営戦略を立てることという決議に対して、長期のきちっとした計画はつくらないで、精麦の販売などに売り上げに頑張っていきますという産業課長からの答弁だったと思いますが、私どもが言いました説明責任、そして、その中の長期経営戦略をきちっと知らせるといえるのは、こういう戦略で、この数字をはっきり出して、これだけ営業をして、こういう手段で営業をして増やして、その中で、この借入金を返済していきます、あるいは先ほどと同じく監査からの

11ページに指摘がありますように、23期からは返済が始まると同時に、常勤取締役の補助金も消えるわけですので、それがこういうふうには発生しますというのも、口先だけではなくて、きちっと数字で、営業方法ときちっと書いて示さないと、それを住民に示すのが情報公開、説明責任だと思うわけです。先日の質疑のときに、吉識議員がお店ごっこでない指摘されておりましたけども、数字での情報公開というのが大切です。例えば、イオンには、今2.5トン売れてるという報告がありました。じゃあ、それをイオンで来期で何トン増やして、同じように、あと何社のそういう同業のところに営業に行って、売り上げを何トンまで目指す、そういうところまできちっと数字を出して、目標値を決めて営業してこいと、そして1年たって、できなかつたら、それはなぜできなかつたのか、なぜ売れなかつたのか、そしてこんだけ売るといふことになれば、その単価も自動的にじゃあ幾らで売ろうということも決まるわけですので、そういう営業戦略を立てていただく、それがもちむぎの営業の中でのいわゆるPDCA、プランを立てて、アクションをして、チェックをしてどうするかと、そういうのをきちっと営業的に計画をつくっていただいて説明していただかないと、本当に町からの1億1,000万円を返せるんか、来々期から、常任取締役が本当に置けるんかと、またそのまま延長してくれという案が出るのではないかと、こう危惧するわけがありますので、そういうこともぜひ取り組んでいただきたい。

それが、そういうPDCAをするという事は、これからの一般行政も行政評価されるような方向になっていると思いますが、このたび教育委員会の中の行政評価は出てきましたけども、そういうのに結びつくわけですね。その基本のPDCAをやっておかないと、行政評価、事務事業評価はできないわけです。そういうことで、町長答弁では長期計画は作りません。精麦など新しい売り上げに取り組みますだけだったんですが、私としては、行き当たりばったりの営業をしますというふうにもとれないこともありませんので、ぜひともそういうことも含めて、もう1回、一から営業方針を考えていただいて、取り組んでいかないと、本当にもちむぎがどうなるのか、心配するところですので、そういう全体的な私の思いを今質問しましたので、それについて町長、お考えを聞きたいと思います。

町長 私は、毎回のもちむぎ食品センターの報告の後、議論がされますことを、議会制民主主義というのは、何とよく練り上げられた長い伝統の中で培われたいい制度だなど、そのように思っているわけでございます。

私どもが取り組んでまいりました関係を報告して、それをきちっと見て精査していただく、そして質問を受ける、意見をちょうだいする、こういう方法を通して、すべての問題が、町政全般にわたって深化され、住民のいのちと暮らし、人権が守られていくんだなと思っているわけでありまして。

そういった意味で、本年度も私どもといたしましては、万全を期して報告したわけでありまして、多面的に見ていただきますと、まだまだ取り組まなければならない問題がたくさん出ているわけでありまして、そうしたご指摘をいただいた事柄については感謝申し上げ、今後はそれを訂正し、さらによりよいものにつくり挙げていかなければならないという思いを新たにしているわけでありまして。

そして、そういう経過を感謝しながら、一番情けない思いをしてるのは、実は私ではないかと、自分ではそう思っているわけでありまして。万全を期して報告いたしましたものが、議員の皆さんの目を通して見れば、すぐにわかるような問題を指摘しなかつた私自身の能力の低さ、こういうものについて実は大変困惑をしているといいましようか、情けないなというふうには思っているわけでありまして。

しかし、議員からご指摘をいただいた、その内容については今後鋭意改善のた

めの努力をしてまいりたいと思っているわけでございます。

そして、長期戦略をとということでありましたけれども、この長期戦略をどのように立てていくかという問題は、なかなか難しかろうと思います。そんなに長い期間にわたって返済をどうするかということはできたとしても、果たして、売上げをこれだけに伸ばすということは、なかなかできないのではないかと考えているわけです。しかし、長期戦略は検討の課題とし立てていかなければならないというご指摘でもございますので、その点については、役員や職員の意見を聞きながら進めてまいらなければならないと思っております。しかし、当面立てた本年度の短期といたしましては、本年度の計画につきましては、それが実現できるようも努力を進めてまいりたい、そういう努力を積み上げていくことが、それが実は長期戦略ではないのかなという思いであります。

日航というすばらしいところが、長期戦略を立ててやったのでありましようが、ああいうふうになってまいりました。会社によりまして、かつてはある議員からユニクロは大成功しているのではないかとという指摘もありました。そういうユニクロの経験も聞きながら頑張りたいと思います。

きょうの朝日新聞にアメリカの議員の発言が一面に載せられておりますけれども、この内容は、一から出直しをするというのではなく、土台をしっかりしたその上で物事は展開していくことも大事ではないかという指摘もされているわけがありますから、どうか議員の言われました一から考えていくという面と、そしてこれまでの経過の上に、それを土台に据えながら、その上に土地を耕し、花を開かせるという方法もあるわけでありまして、そうした両面をしっかりと見据えながら、もちむぎ食品センターについても、努力をしてまいりたいと思っております。

ご指摘を受けました数々の問題につきましては、もう既に職員との話し合いで改善を指示した問題もありますし、これから取締役会に諮りながら検討をさせていただきたいと思う問題もあるわけでございます。

いずれにしても、ご指摘に感謝し、その実現のために努力してまいりたいと考えております。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 一般会計の補正予算で、小・中学校の耐震工事がなされるという予算が出しております。図面等を見せていただきましても、耐震工事を中心にやられておるということで、実際の校舎を見ますと、塗装がもうはげてしまって、見た目にもひどいし、そして雨水のコンクリートへの浸透等、いろいろ考える部分もありますので、それらもあわせてやれる範囲の予算があるのかどうかというのが1点と、この工事は、既にもうこの2学期末という時期でもございますし、工期も一定の期間を要すると思うのですが、どのような時期に工事をやられる予定であるのか、確認をさせていただきたいと思っております。

学校教育課長 まず、1点目の改修工事の関係ですけれども、耐震工事に関しまして、このたび補正予算でお願いしておりますのは、耐震補強だけの工事費を計上いたしております。東中学校の体育館の耐震補強につきましては、床面についての改修は合わせて予算計上はいたしております。

その他の学校につきましては、補強工事そのものの予算をお願いいたしております。

工事の関係でございますけれども、工事につきましては、本年度に工事契約をいたしまして、22年の夏休みに補強工事を大々的にできればということで、今進めさせていただいております。

1 1 番 それでは、塗装やその他の部分について必要な部分も特定施設点検などで注意

をされておりますような問題については、別途やっていただいております部分もありますが、まだのものは引き続いて予算組み等、検討していただきたいと思います。

それと、夏休みということですが、工期としては、夏休み期間中で完成し切るかということですが、その点について、改めて確認をいたしたいと思います。

学校教育課長 今、夏休み中ということで予定をさせていただいております、この7月、8月の夏休み期間中に工事は完了するという予定で進めていきたいと思っております。  
議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

## 日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

1 2月7日の本会議2日目において、14件の案件がそれぞれの委員会に付託されて慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長あてに審査報告書が提出されております。

これから、各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、審査をお願いいたしました順によりしくお願いをいたします。

まず、総務文教常任委員会からの報告でございます。事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

東森総務文教 総務文教常任委員会から報告いたします。

常任委員長 付託案件、議案第69号、請願第4号、請願第5号の、議案1件、請願2件について、慎重審議をいたしました。審査の結果は、事務局朗読のとおりであります。

審査の経過について補足説明をいたします。

去る12月8日に、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長出席のもと、委員会を開催いたしました。

議案第69号、平成21年度福崎町一般会計補正予算(第3号)については、数字の確認がなされました。

予防費400万円、ワクチン接種について問いがあり、優先接種対象者のうち、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の希望者に対する公費で実施される委託料だとのことであります。

防災対策費862万円について問いがあり、緊急情報は国から直接、サイレンだけでなく、内容が流されるとのことでした。

学校管理費の耐震改修工事費について問いがあり、福崎小学校北校舎、南校舎東棟、田原小学校校舎に係る工事費並びに監理委託料で、22年度夏休みに工事が計画されているとのことでした。

議案第69号につきましては、委員全員賛成で原案のとおり可決することに決定いたしました。

請願第4号、平成21年度福崎幼稚園修了証書の件について、委員全員の意見を求めました。保護者の思いを尊重するのか、規則を遵守するのかの議論が行われました。

結果は、挙手多数で原案のとおり採択することに決定いたしました。

請願第5号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書については、何度も同じものを出しているがとの意見が出ました。政権もかわったことだから出さないわけにはいかないとのことでした。

委員全員賛成で、原案のとおり採択することに決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。

議 長 ただいま、総務文教常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長報告に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、これで総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、民生常任委員会からの報告でございます。事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

石野民生 民生常任委員会から、補足の説明を行います。

常任委員長 12月7日、議会本会議において付託を受けました議案第68号、70号、71号、72号、75号、76号、請願第6号について、12月9日、役場第1委員会室に委員会を招集し、町長、副町長及び各担当課長の出席を求めて、慎重に審査を行いました。

各議案についての質疑は、特にありませんでした。

請願第6号、障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書採択を求める請願書の審査での質疑で、紹介議員、小林博氏の出席を求めました。

委員から兵庫県福祉4団体とは何かとの質疑があり、紹介議員、小林博氏から構成団体として、兵庫障害者連絡協議会、兵庫県保育所運動連絡会、兵庫県学童保育連絡協議会、全国福祉保育労働組合兵庫地方本部の4団体の総称であるとの回答がありました。

審査の結果、議案第68号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第75号及び議案第76号は、各案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきもの、請願第6号は、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって補足説明といたします。

議 長 ただいま、民生常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長報告に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、これで民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

北山産業建設 産業建設常任委員会から7日の本会議に付託を受けた議案3件及び請願1件について、慎重審議いたしました。審査の結果は、事務局が朗読のとおりです。

審査の経過について補足説明をいたします。

12月10日、11日、第1委員会室において、町長、副町長、技監、各担当課長出席のもと、委員会を開きました。

議案第73号、平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は既定の歳入歳出予算に85万4,000円を追加し、総額を2億8,885

万4,000円とするもので、内容は人事異動及び給与改定によるものと、処理施設の保守管理業務として平成22年度から24年度における3年間の債務負担行為補正であることの説明を受けました。

委員から、保守管理業務の詳しい内容についての資料の提出を求め、皆様のお手元に配付させていただいている資料に基づき説明を受けました。

次に、議案第74号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算に745万5,000円を追加し、総額を15億2,894万5,000円とするもので、内容は人事異動及び給与改定によるものと説明を受けました。

議案第77号、福崎町道路線の認定については、田原小学校南と東に開発された住宅団地の道路線2本で町道2級の2315号線、延長221.4メートル、幅員5.7から12メートルと、町道の2級、2316号線、延長78.7メートル、幅員6メートルから13.9メートルであります。

2315号線の幅員5.7メートルについて、本会議で道路幅員の狭い箇所があるのではとの質疑があったため、現地視察を行い、審議を行った。担当課長から開発業者との協議過程、地元区、地権者及び工事等関係者と協議内容の説明を受けた。その中で、幅員を5.7メートルにした根拠、経緯について質疑がありました。路面との道路側溝及び泥上げ部を道路管理区域とし、幅員提案した町側に対し、路面幅員のみが道路管理区域とする意見、隣接する民地の地権者との話し合いが必要ではとの意見が出され、10日の委員会では、道路幅員を5メートルとする修正動議案が提出され、可決されました。

翌日、道路線認定の議案については、議員が修正することがなじまないことがわかり、11日に再度委員会を開催し、審議いたしました。

その結果、次の2点の意見をつけて可決することといたしました。

1、道路幅員は議案案件ではないが、重要な説明資料であるので、理事者と議会双方でよく検討すること。

2、道路管理区域と土地所有権とは別であること。

であります。

請願第3号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることの意見書を政府に送付する請願については、委員からは青色申告で解決できるのではとの意見、説明として、中小業者、商工会等での自営業者の申告実態等、説明を受けました。

以上、議案第73号、議案第74号につきましては、全員賛成、議案第77号については、賛成多数で可決し、請願第3号については、全員賛成で採択することとしたので、議員各位のご賛同をいただきますようお願いし、産業建設常任委員会からの補足説明といたします。

ただいま公共下水道について、追加と報告いたしましたけれども、減額ということで修正をお願いいたします。

議 長 ただいま、産業建設常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長報告に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、これで産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、委員長報告並びに委員長報告に対する質疑を終結いたします。

### 日程第3 討論・採決

- 議 長 次の日程は、討論・採決であります。  
議案番号順に1件ずつ進めてまいります。  
それでは、議案第68号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第68号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第68号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。  
次に、議案第69号、平成21年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第69号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第69号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。  
次に、議案第70号、平成21年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第70号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第70号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。  
次に、議案第71号、平成21年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第71号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。  
よって、議案第71号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第72号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第72号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第72号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次に、議案第73号、平成21年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、討論がございましたらどうぞ。  
（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第73号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第73号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。  
次に、議案第74号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論がございましたらどうぞ。  
（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第74号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第74号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。  
次に、議案第75号、平成21年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、討論がございましたらどうぞ。  
（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第75号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（起立全員）

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。  
次に、議案第76号、平成21年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第76号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第76号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次は、議案第77号、福崎町道路線の認定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第77号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立多数)

議 長 起立多数であります。  
よって、議案第77号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。  
次に、請願第3号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることの意見書を政府に送付することについて、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
請願第3号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり採択するであります。  
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、請願第3号については、原案のとおり採択することに決定をいたしました。  
次に、請願第4号、平成21年度福崎幼稚園 修了証書の件について、討論がございましたらどうぞ。

8 番 私は、本請願は採択すべきでないとの立場で討論をいたします。  
請願というのは、憲法16条に「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と規定され、国民の基本的権利の一つとして保障されております。

しかし、その上で反対する1点目の理由として、請願の対象は今述べました憲法の事項、「損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項」と規定されています。つまり、対象事項があり、公益に関する事件と認められる場合に限り、議会は慎重に審査をして採択し、その趣旨の実現に責任をとらなければならないものです。

本請願は、憲法で規定している対象事項が記載されていません。この文書のままでは、単なる要望です。例えば、福崎町幼稚園設置条例に係る修了証書発行規定での幼稚園を幼児園に読みかえるのを廃止もしくは修正とあれば審査の対象と

すべきですが、文面で要望としかとれない請願は採択すべきでないと思います。いわば憲法違反と言われかねません。

2点目は、福崎幼稚園の設置は、当議会も長年にわたって深く関与して、これからの子育ての主流となる幼保一元化での取り組みとして発足したもので、設置条例も昨年12月議会で、全員賛成で可決されています。その延長上として、本年3月に修了証書発行規定が改正されています。今回の請願が出されたということは、この修了証書発行に関して、我々は議会、委員会での審議不足、情報公開不足であったことで、10数名の保護者の方に不愉快な思いをさせたということは否めない事実として反省すべきです。

しかし、本請願を採択することは、それまでの議会や委員会での幼稚園に関する審議・審査までもみずから否定することになりかねません。

3点目は、本年3月議会で、その福崎幼稚園の定員が修正されたように、多くの保護者は幼保一体化の中で、福崎幼稚園は長時間部でも正式な幼稚園教育を受けられるという説明の中で、長時間部に申し込みされ、子どもを預けられています。つまり、福崎幼稚園では、5歳児にとって、午後2時までの幼稚園教育は全員にしていると認識すべきです。したがって、もし幼稚園の修了を幼稚園の修了とするなら、公益上の観点から、短時間部・長時間部を問わず、5歳児全員への修了証書を対象としないと、不公平が生じることにもなります。

今述べました3つの理由から、本請願の採択への私の反対討論といたします。

請願の採択基準は、その願意の妥当性と実現の可能性とされています。今回の請願人である保護者の気持ちは理解できないわけではありませんが、義理とか、議員の対面とかにとらわれず、慎重に判断することが結果的に議会として住民の信頼を得ることになると思います。

議員各位の慎重なる判断をお願い申し上げます。

議

1 3

長 賛成討論はございませんか。

番 ただいま広岡議員から反対討論がございました。その中で、憲法16条について言われておりましたが、その憲法16条の中には、このようにも書いてあるわけでございます。「国民の権利として、公の機関に要望を述べる行為が請願」、すなわち、公の機関に対してどのように住民が意見を述べたか、請願を出したのかというところをまず真摯に聞いていただきたいと考えるものでございます。

私は、今回のこの請願につきましては、我々議会、そして行政たるものは、何の上に立っているのか、このことをしっかりと見きわめていただきたい、このように考えているわけでございます。

すなわち、私たちはこの場に出るときには「住民の代弁者として、この場で議論をしていく」このように誓い、そしてこの場に立っているわけでございます。

今回、私は、このような紹介議員になるようなことは夢にも考えていませんでした。しかし、住民の熱意あふれるその行為に、あえて私は紹介議員となったわけでございます。先の本会議でも言いましたように、今回のこの請願については、やはり行政の言葉足らずから発したものと私は理解をしております。

今年の4月から福崎幼稚園は開園いたしました。当時、私たち議会では、それ以前からいろいろと委員会あるいは議会の場で議論したことは、皆さんもご承知のことだと思います。当時は、建設の問題、定数の問題、そのことをいろいろと検討してきたわけでございます。しかし、そこで学ぶ幼児、すなわち保育所、幼稚園の子どもたちのことについては、いささかも議論がなかったのではないかなという感じがするわけでございます。

その中におきまして、今回の保護者の請願は、もう少ししっかりと行政側が説

明をしていけば、こんな請願は出なかったのではないかと思います。といいますのも、11月に入りましてから、ここで学んでいる幼稚園の子どもたちに、幼稚園の修了証書を渡すという話があったそうでございます。自分たちの子どもは、幼稚園で学んでいますけども、これはあくまでも包括する、保育所と幼稚園を包括するその名称が幼稚園となっているわけございまして、そこで学ぶ子どもたちは、やはり先ほども話がありまして、幼稚園の部におきまして、長時間部、短時間部というものがございまして、その短時間部で学んでいる子どもさんたちは、幼稚園に所属をしています。この幼稚園で学ぶ短時間部、すなわち幼稚園児は、修了時にその幼稚園の修了証書をいただきたい、これは親の願いでございます。今回のこの請願につきましても、いろいろと調べてみますと、やはり近隣市町におきましても、そのような施設名を書いた修了証書が出ております。

しかし、私は考えてみました。福崎町の保護者の方々は非常に先進的な考えを持っている方が多いなというふうな感じがいたします。そこで学んだ、その子どもたちが幼稚園で学んだことをあえて修了証書に書いていただきたい、これは親御さんの願いでございます。

したがって、今回のこの請願は、その保護者の熱意と、また子どもたちの将来を考えた上で、あえて皆さんにこの請願に対して理解していただきたく、賛成討論いたします。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 簡単に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

新しいものをつくっていくという段階では、その準備段階あるいは建設段階で関係する方々がさまざまな分野から慎重に考えて検討、練り上げていくものではありませんけれども、いよいよつくり上げて、運営をすることとなりますと、会社の経営であれ、あるいは家庭の問題であれ、あるいはこういう公的な事業であれ、当初想定されていなかったことが、やってみて初めてわかったということがあるのは普通のことです。したがって、そういうことを踏まえて、よりよいものに年々仕上げていくということが当然必要だと思うわけでありまして。

そういう意味から、半年間、この幼稚園というものを運営してみて、単にこの修了証書の件だけではなく、幼稚園と保育所を一体運営とすることによって起こる、当初予想をしていなかった細かな問題も含めて、いろいろなことがあるようですから、それらの意見や経験を吸収して、さらに来年に向かってよりよいものに仕上げていくというのは当然ではないかと思うのであります。

その中で、経営をする町あるいは教育委員会、あるいは当該の保育所の担当者、そして保護者もまたその重要な構成部分を持っておると思うのであります。したがって、子どもを預けている保護者の皆さんの意見や気持ちを酌み上げて、来年に向かってよりよいものに仕上げていくことは非常に重要な課題だと思います。

そういう意味から、保護者の皆さんが一生懸命寄って、集まって相談され、検討もされ、そして、このようにされているわけでありまして、この言葉、表面に流れている文章の言葉だけを議論するのでなく、その文章の中にある、奥に秘められた、その気持ちというものを十分に酌み上げて今後に生かすということが重要ではないかと思うわけでありまして。

さて、国の省庁も、現在、厚労省と文科省に分かれており、制度が違っています。町の条例も、保育所に関する条例では福崎保育所とされており、幼稚園に関する条例では福崎幼稚園と決定しておるわけでありまして、新しい場所で、そして、幼稚園の設置条例というものをつくっておるのであります。

そこで、もっと詳しく聞かなければわからない部分もあるかもしれませんが、

条例集を見る限りでは、幼稚園の条例規則に幼稚園の修了証書を出すという文言はありません。幼稚園に関する、その規則でこの運営は保育所及び幼稚園の規則を準用するという趣旨の言葉があります。したがって、そこで幼稚園の方の項目を見ますと、本年2月29日の教育委員会で、その修了証書に関する規定は今述べられましたような件があるようでございます。しかし、保育所の条例を見ますと、条例にも規則にも修了証書などという言葉は、出す、出さないの以前に、修了証書という言葉がちっとも見当たらない。そういう状況であります。したがって、幼稚園というものを設置し、幼稚園設置条例というものをつくったわけですから、ここに修了証書という文言を書き込んでおいた方がよかったのではないかという気も今するわけです。そういう意味で、我々もよく考えて、いろんな勉強をし、視察もしながら幼稚園をつくってきたんですが、半年間やってみて、保護者の皆さんが言われているように、これを契機に我々もこうして勉強しますと、私も条例集やいろいろな見直してみても、こういうふうに思うわけでございます。

したがって、来年に向かって、新しいものをよりよいものにしていく、あと田原、八千種と発展をさせていかなければならないわけですから、高岡もですね。そうしますと、やはりそういう意味で、保護者の皆さんの要望をぼんと、だめですよというだけじゃなくて、酌み上げて、そして我々も含め、総合的に幼稚園の今後のあり方、よりよい方向に発展させる方向を検討する、そういう契機にするために、この請願を採択していただければ幸いかと思います。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

請願第4号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり採択するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、請願第4号については、原案のとおり採択することに決定をいたしました。

しばらく休憩いたします。再開は11時5分といたします。

◇

休憩 午前10時45分

再開 午前11時05分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

請願第5号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願書について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

請願第5号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり採択するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、請願第5号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第6号、障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書採択を求める請願書について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
請願第6号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり採択するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、請願第6号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件で審査報告のありました案件の討論・採決を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

採択した請願のうち、請願第4号、平成21年度福崎幼児園修了証書の件を執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、先ほど採択された請願第4号については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することに決定いたしました。

#### 日程追加 追加議案の上程、討論・採決

議 長 この際、お諮りをいたします。議事日程の追加でございます。  
先ほど採択された請願第3号、請願第5号、請願第6号に関する意見書案が所定の手続を終えて議長あてに提出されております。

よって、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、先ほど採択された請願書に関する意見書案3件を議題とすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。資料配付をお願いいたします。

◇

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

◇

議 長 会議を再開いたします。  
それでは、意見書案第3号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることの意見書について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、更に本意見書案に対する詳細なる説明を提出議員、北山孝彦君から求めます。

北山孝彦議員 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることの見解書を政府に送付することについて、説明させていただきます。

中小業者を支える家族従業者の働き分は、税法上、所得税法第56条、配偶者とその他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとの条文により、必要経費として認めていない配偶者の場合は86万円、その他の家族の場合は50万円というわずかな額が事業主の所得から控除額として認められているのみである。この控除額が家族従業者の所得とされるため、社会的、経済的不利益を引き起こし、自立が困難になっている。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費とすることができるが、労働に青色と白色で差をつけること自体矛盾している。自営業者の家族従業者によって自家労賃を認めていない所得税法第56条の見直しは人権の回復とも言えるものである。

よって、国及び政府に対し、所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣様、国土交通大臣あてといたします。

以上で意見書案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、意見書案第4号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、更に本意見書案に対する詳細なる説明を提出議員、東森修一君から求めます。

東森修一議員 この意見書案について、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書。

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任はこれまでも増して大きくなっており、中でも保育、学童保育、子育て支援施策の整備、施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。2006年以来、第165回臨時国会、第166回通常国会、第169回通常国会、第170回臨時国会において、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める請願書が衆参両院で引き続いて採択されていることは、こうした国民の声の反映にほかならない。ところが、この間、経済財政諮問会議、地方分権改革推進委員会や規制改革会議、社会保障審議会、少子化対策特別部会などで行われている保育制度改革論議は、直接契約、直接補助方式の導入や、最低基準の廃止・引き下げなど、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、国会で採択された請願内容とは逆行するものである。

厚生労働省が提案した制度改革案は、保育行政推進のために果たしてきた自治体の役割を不当に評価しており、こうした改革が進めば、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、過度の競争が強まらざるを得ず、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により、子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになる。すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するためには、請願の

趣旨及び請願項目を早急に具体化し、国、自治体の責任で保育、学童保育、子育て支援施策を大幅に拡充することが必要である。

よって、国においては、保育制度改革の議論を進めるに当たり、子どもの権利を最優先に、地方の実情を踏まえた上で、国と地方の責任のもとに実施する充実した制度とされるよう、以下の項目事項について強く要望する。

1. 児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約、直接補助方式を導入しないこと。

2. 子どもの福祉の後退を招く保育所最低基準の見直しは行わず、抜本的に改善すること。

3. 待機児童解消のための特別な予算措置を行うこと。

4. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。

5. 子育てにかかわる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう、社会的環境整備を進めること。

6. 保育制度改革に当たっては、保育所利用者や、保育事業者等関係者が納得できるような仕組みや基準を確保すること。

7. 民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出する。福崎町議会。

衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣あて。

議長 次に、意見書案第5号、障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、更に本意見書案に対する詳細なる説明を提出議員、石野光市君から求めます。

石野光市議員 意見書案の朗読をもって説明にかえたいと思います。

2006年4月に障害者自立支援法が施行されて3年以上が経過した。この間、1,200億円を投じた特別対策、さらに緊急措置と、既に実施された法律であるにもかかわらず、その実施状況の深刻さと、その改善を求める関係者の働きかけによって利用料負担の軽減等の見直し策が講じられてきたところである。

また、政府は同法の施行後3年の見直しに基づく法改正に当たり、サービス利用料の原則1割を負担する応益負担の規定を削除し、下記への負担能力に応じた応能負担に変更するとしたこのこと自体、多くの障害者、家族の切実な願いと言えるが、実際には応能的として実施されてきた負担軽減措置を継続し、しかも費用単価の1割負担を上限にするという、現行の応益負担を色濃く残したものになっている。

多くの関係者は、負担軽減措置といった部分的な見直しでは問題の抜本的な改善はあり得ないと訴え続けてきた。そもそもサービス利用における負担のあり方については、応益か応能かの選択以前に、障害者が生きるために必要な支援に利用料を課すべきでなく、公的負担、公的責任を明確に位置づけ、国の責任で必要な財源を確保すべきと考える。このことは、障害者の権利保障、差別禁止等を各国政府に呼びかけた国連障害者権利条約の趣旨にも沿ったものと言える。

以上のことから、当議会は真に障害者の自立と社会参加を促進し、親なき後の負担を解消するために、以下の事項について、地方自治法第99条に基づく、政府関係機関への意見書を提出する。

1. 障害者自立支援法は廃止し、直ちに応益負担はやめること。

2. 障害者関連予算を大幅に増額し、憲法と国連障害者権利条約を踏まえた障

害者総合福祉法（仮称）を制定し、障害者福祉医療の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。兵庫県福崎町議会。

提出先として内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣あてに送るものとしております。

どうぞよろしくご賛同賜りますよう、お願いいたします。

議 長 14番、北山孝彦君、発言を許可いたします。

北山孝彦議員 失礼いたします。先ほど、厚生労働大臣、国土交通大臣と報告いたしましたけれども、法務大臣、財務大臣に訂正させていただきます。

議 長 以上で本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

それでは、これから質疑を受けてまいります。

意見書案第3号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることの意見書について、ご質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、意見書案第4号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書について、ご質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、意見書案第5号、障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書について、ご質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。

これから討論・採決に入ります。

意見書案第3号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることの意見書について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

意見書案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、意見書案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、意見書案第4号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

意見書案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、意見書案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、意見書案第5号、障害者自立支援法の廃止を求める国への意見書につい

て、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
意見書案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、意見書案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
以上で、追加上程されました議案に対する審議が終了いたしました。

#### 日程第4 閉会中の所管事務調査等の申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査等の申出であります。  
お手元に配付をいたしておりますように、各常任委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長あてに提出されております。事務局に一括して朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、それぞれの申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、閉会中の所管事務調査等の申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 以上で、本会議3日目の日程をすべて終了することといたします。  
本日はこれにて散会することといたします。  
お疲れさまでございました。

散会 午前11時30分